

# 栃木県の給与・定員管理等について

## 目 次

<b>1 総括</b>	<b>1～3</b>
(1) 人件費の状況（普通会計決算）	1
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）	1
(3) ラスパイレス指数の状況	1
(4) 給与改定の状況	2
(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について	2
(6) 特記事項	3
<b>2 職員の平均給与月額、初任給等の状況</b>	<b>4～6</b>
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	4
(2) 職員の初任給の状況	5
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	6
<b>3 一般行政職の級別職員数等の状況</b>	<b>7～9</b>
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	7
(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))	8
(3) 昇給への人事評価の活用状況	9
<b>4 職員の手当の状況</b>	<b>9～21</b>
(1) 期末手当・勤勉手当	9
(2) 退職手当	10
(3) 地域手当	11
(4) 特殊勤務手当	11
(5) 時間外勤務手当	18
(6) その他の手当	18
<b>5 特別職の報酬等の状況</b>	<b>22</b>
<b>6 職員数の状況</b>	<b>22～23</b>
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由	22
(2) 年齢別職員構成の状況	23
(3) 職員数の推移	23
<b>7 公営企業職員の状況</b>	<b>24～35</b>
(1) 電気事業	24
(2) 水道事業	26
(3) 工業用水道事業	28
(4) 用地造成事業	30
(5) 施設管理事業	33

# 栃木県の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（令和5（2023）年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)R4年 度の人件費率
R5 年度	人 1,916,787	千円 912,533,087	千円 10,051,371	千円 209,659,660	% 23.0	% 22.4

(参考) 人件費の内訳  
 教育費 137,113,696千円  
 警察費 34,156,429千円  
 上記以外 38,389,535千円

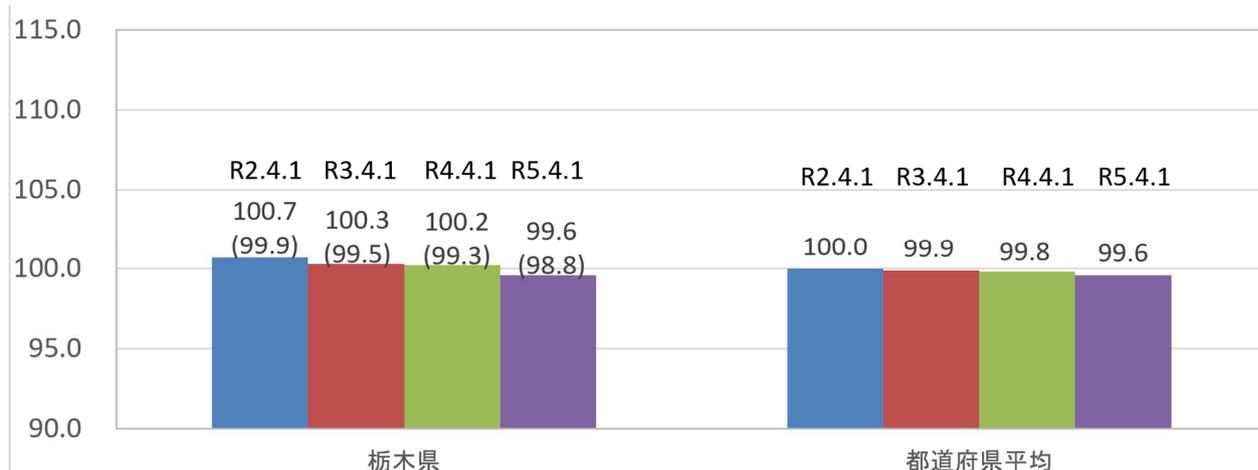
- (注) 1 人件費には、職員の給与、特別職の給与、年金等を含む。  
 2 普通会計は、一般会計と特別会計（県営林事業特別会計等）を合算したものである。

### (2) 職員給与費の状況（令和5（2023）年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5 年度	人 24,482	千円 100,351,838	千円 19,089,492	千円 41,377,309	千円 160,818,639	千円 6,569	千円 6,819

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和5（2023）年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

#### (4) 給与改定の状況（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R5 年度	円 365,112	円 361,943	円 3,169 (0.88%)	% 0.86	% 0.86	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R5 年度	月 4.50	月 4.40	月 0.10	月 0.1	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成 27(2015)年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、給料表水準を平均 2% 引下げ、1 級の全号給及び 2 級の初号から 12 号給までは引下げなし。3 級以上の級の高位号給は 50 歳台後半層における公民の給与差を考慮して最大 4% 程度引下げ。激変緩和のため、3 年間(平成 30(2018)年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。また、40 歳台や 50 歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の観点から 5 級及び 6 級にそれぞれ 8 号給の増設。

##### ② 地域手当の見直し

(支給割合)

国基準では、宇都宮市・大田原市・下野市・野木町 6%、鹿沼市・小山市・栃木市・真岡市 3%のところ、全県一律 3.5%を支給。

(実施時期)

平成 27(2015)年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成 27(2015)年 4 月 1 日時点は 2.9%、給与改定後は平成 27(2015)年 4 月に遡及し 3.2%を支給。平成 28(2016)年 4 月 1 日時点は 3.3%、給与改定後は平成 28(2016)年 4 月に遡及し 3.45%を支給。平成 30(2018)年 4 月 1 日時点は 3.45%、給与改定後は平成 30(2018)年 4 月に遡及し 3.5%を支給。

(参考)

区 分	H26年度の 支給割合	H27年度 の支給割合		H28年 度の 支給 割合	H29年 度の 支給 割合	H30年 度の 支給 割合	R元 年度 の支 給割 合	R2年 度の 支給 割合	R3年 度の 支給 割合	R4年 度の 支給 割合	R5年 度の 支給 割合
		4月1 日時点	遡及 改定後								
国基準に よる支給 割合	宇都宮市6% (旧河内町)(3%)	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
	大田原市3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
	野木町 3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
	鹿沼市 3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
	小山市 3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
	下野市 0%	2%	4%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
	栃木市 0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
	真岡市 0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
栃木県の 支給割合	県内一律2.5%	2.9%	3.2%	3.45 %	3.45 %	3.5 %	3.5 %	3.5 %	3.5 %	3.5 %	3.5 %

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27(2015)年4月1日実施)

(6) 特記事項

① 平成21(2009)年4月1日から平成28(2016)年12月8日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は20%、副知事は15%、常勤監査委員及び教育長は10%の減額措置を実施。

平成28(2016)年12月9日から令和2(2020)年5月31日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は10%、副知事は7%、常勤監査委員及び教育長は5%の減額措置を実施。

令和2(2020)年6月1日から令和3(2021)年3月31日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は15%、副知事は10%、常勤監査委員及び教育長は7%の減額措置を実施。

令和3(2021)年4月1日から令和6(2024)年12月8日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は10%、副知事は7%、常勤監査委員及び教育長は5%の減額措置を実施。

② 平成23(2011)年4月30日から平成26(2014)年3月31日までの間、県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額について、それぞれ5%の減額措置を実施。

令和2(2020)年5月1日から令和3(2021)年3月31日までの間、県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額について、それぞれ5%の減額措置を実施。

③ 平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、県の一般職の職員の給料月額について、5%の減額措置を実施。

④ 平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえた減額措置の取組として、給料表及び職務の級ごとに、4.7%、7.7%、9.7%の減額措置を実施。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6（2024）年4月1日現在）

### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
栃木県	42.4歳	321,023円	391,027円	351,292円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
都道府県平均	42.5歳	319,151円	407,064円	360,813円

### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額(国比較 ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
栃木県	53.7歳	221人	291,458円	326,709円	308,326円	—	—	—	—
うち用務員	53.8歳	72人	272,273円	303,551円	287,898円	他に分類され ない運搬・清掃・包 装等従事者	49.1歳	241,700円	1.26
うち自動車 運転手	58.7歳	60人	292,865円	328,498円	307,895円	乗用自動車 運転者(タクシー運 転者を除く)	65.9歳	197,800円	1.66
うちその他	50.3歳	89人	306,031円	344,237円	325,144円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—円	329,178円	—	—	—	—
都道府県平均	54.0歳	157人	309,751円	363,470円	340,288円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
栃木県	—	—	
うち用務員	4,885,963円	3,253,900円	1.50
うち自動車運転手	5,259,350円	2,559,900円	2.05
うちその他	—	—	

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
(令和2（2020）年～令和4（2022）年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 技能労務職員の「その他」は、用務員、電話交換手及び自動車運転手以外の職員で、土木労務（土木事務所の道路維持補修業務）、農業労務（農業総合研究センター等の農作業）、畜産労務（畜産酪農研究センターの飼養管理業務）等に従事する職員である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	45.2 歳	366,120 円	418,617 円
都道府県平均	44.8 歳	369,044 円	430,934 円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	42.3 歳	354,212 円	398,119 円
都道府県平均	41.8 歳	353,699 円	409,129 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
栃木県	39.1 歳	337,930 円	443,289 円	368,199 円
国	41.6 歳	323,004 円	—	382,749 円
都道府県平均	38.9 歳	328,653 円	472,237 円	378,067 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）

区 分	栃 木 県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円
	高校卒	166,600 円
技能労務職	高校卒	—
	中学卒	—
高等学校教育職	大学卒	—
	高校卒	—
小・中学校教育職	大学卒	—
	高校卒	—
警 察 職	大学卒	227,600 円
	高校卒	191,800 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6（2024）年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,253円	360,016円	387,821円	400,374円
	高校卒	237,815円	316,667円	315,679円	362,231円
技能労務職	高校卒	220,500円	該当なし	該当なし	321,150円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
高等学校 教育職	大学卒	321,525円	390,295円	426,750円	436,876円
	高校卒	266,968円	該当なし	332,661円	400,989円
小・中学校 教育職	大学卒	325,063円	390,821円	407,763円	424,349円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
警察職	大学卒	293,398円	386,409円	406,930円	420,530円
	高校卒	273,447円	349,482円	386,744円	407,217円

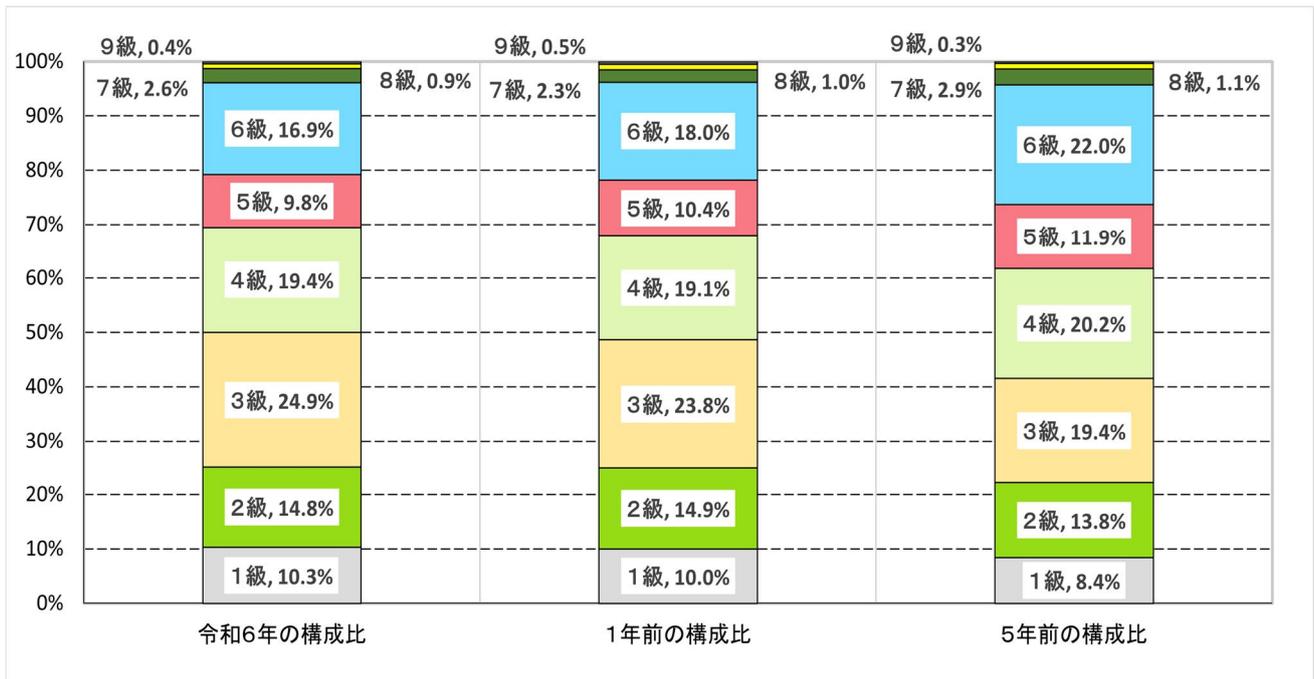
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6（2024）年4月1日現在）

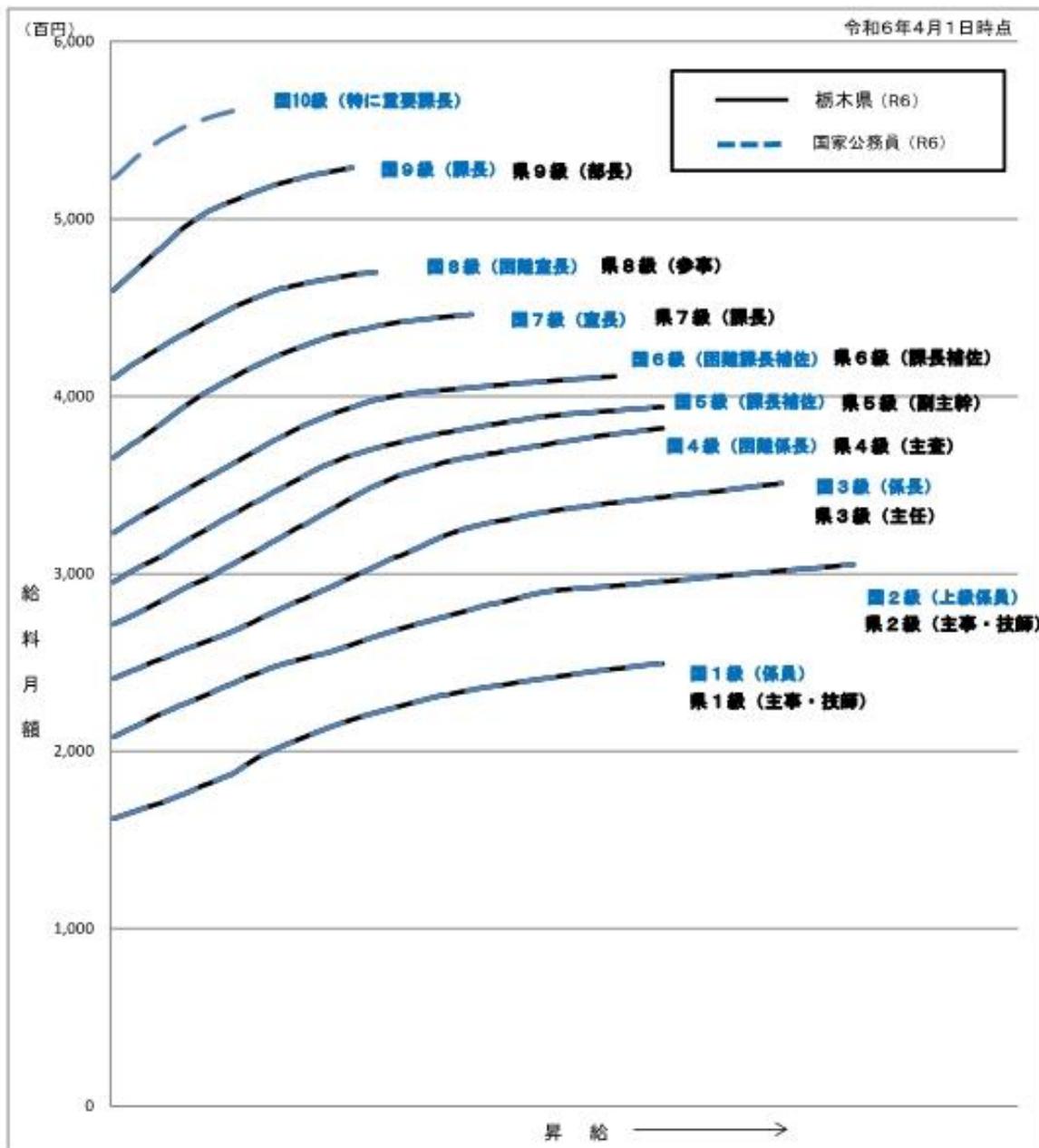
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	473人	10.3%	162,100円	249,400円
2級	主事、技師	683人	14.8%	208,000円	305,200円
3級	主任、主査	1,145人	24.9%	240,900円	351,000円
4級	係長	892人	19.4%	271,600円	382,000円
5級	副主幹	451人	9.8%	295,400円	394,000円
6級	課長補佐、課長	777人	16.9%	323,100円	411,300円
7級	課長	118人	2.6%	365,500円	446,200円
8級	次長	43人	0.9%	410,300円	470,000円
9級	部長	19人	0.4%	459,900円	528,900円

(注) 1 栃木県の職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6（2024）年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（栃木県）

令和5(2023)年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

栃 木 県				国			
1人当たり平均支給額（R5(2023)年度） 1,680千円				—			
(R5年度支給割合)				(R5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.20 月分 (0.675) 月分	1.00 月分 (0.475) 月分		6月期	1.20 月分 (0.675) 月分	1.00 月分 (0.475) 月分	
12月期	1.25 月分 (0.70) 月分	1.05 月分 (0.50) 月分		12月期	1.20 月分 (0.675) 月分	1.00 月分 (0.475) 月分	
計	2.45 月分 (1.375) 月分	2.05 月分 (0.975) 月分		計	2.40 月分 (1.35) 月分	2.00 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			
・管理職加算 15~22%				・管理職加算 10~25%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（栃木県）

令和5(2023)年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6(2024)年4月1日現在）

栃 木 県				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
応募認定退職特例措置(3%~45%加算)				定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)			
1人当たり平均支給額（R5(2023)年度）							
教育職	1,035千円	22,602千円					
警察職	3,118千円	22,246千円					
上記以外	1,524千円	21,908千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5(2023)年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6（2024）年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		3,721,957千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		148,831円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 （支給率）
宇都宮市	3.5%	8,970人	6.0%
栃木市	3.5%	1,906人	3.0%
鹿沼市	3.5%	1,268人	3.0%
小山市	3.5%	1,496人	3.0%
真岡市	3.5%	1,067人	3.0%
大田原市	3.5%	1,010人	6.0%
下野市	3.5%	591人	6.0%
野木町	3.5%	160人	6.0%
上記以外の県内市町村	3.5%	7,819人	0.0%
東京都特別区	20.0%	31人	20.0%
横浜市	16.0%	1人	16.0%
さいたま市	15.0%	4人	15.0%
千葉市	15.0%	0人	15.0%
大阪市	16.0%	4人	16.0%
医師又は歯科医師	16.0%	110人	16.0%
平均支給率	3.58%	—	3.61%

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 県内の支給対象地域について、本県では、県内を一体的に捉えた職員の採用や人事異動が行われていること等を踏まえ、勤務地域による格差は設けずに県内一律で支給することとしている。

(4) 特殊勤務手当（令和6（2024）年4月1日現在）

① 支給実績等

支給実績（R5（2023）年度決算）	1,186,445千円
内訳	
教育費	685,111千円
警察費	388,560千円
上記以外	112,774千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5（2023）年度決算）	84,764円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5（2023）年度）	57.2%
手当の種類（R5（2023）年度手当数）	24
手当の種類（R6（2024）年度手当数）	24

② 手当の内容

ア 一般行政職（技能労務職を含む。）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R5年度決算	左記職員に対する 支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	税務課、県税事務所、自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課及び徴収に関する事務	35,985千円	(日額) 750円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業</li> <li>・家畜伝染病の病原体を有する家畜又は当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業その他の家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業</li> </ul>	284千円	下記以外の作業 (日額) 330円 口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会が定める家畜伝染病に係る防疫作業 (日額) 450円 (このうち、口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚熱のまん延を防止するために行う豚のと殺の作業に従事した場合 (日額) 900円
		特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業		(日額) 4,000円を超えない範囲
教務手当	衛生福祉大学校、県央産業技術専門校、農業大学校に勤務する職員	主として教務又は職業訓練の業務	31,351千円	(月額) 給料月額の2.5%~10% 支給限度額 16,000円~31,500円 (1月)
	林業大学校、消防学校に勤務する職員	指導業務	425千円	(日額) 380円
	衛生福祉大学校、県央産業技術専門校、農業大学校に勤務する職員	講師として行う研修等のための授業	21千円	本務外 (1時間) 300円 支給限度額 6,000円(1月)
	窯業技術支援センターに勤務する職員		198千円	(1時間) 150円 支給限度額 6,000円(1月)
放射線取扱手当	産業技術センターに勤務する職員	金属物のエックス線撮影	75千円	(日額) 280円

社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センター、児童相談所、障害者総合相談所、とちぎ男女共同参画センターに勤務する職員	社会福祉の現業等の業務	19,126千円	児童相談所勤務職員 (日額) 1,130円 上記以外の職員 (日額) 750円 (夜間通報対応1回) 750円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防防災課等に勤務する職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務	1,727千円	(日額) 430円～1,050円 (1時間) 1,900円～5,100円
精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	障害福祉課、健康福祉センター、精神保健福祉センターに勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の現地における事前調査業務、精神保健指定医の行う精神障害者等の診察の立会業務、精神障害者の移送業務又は精神障害者等との間で行う相談、判定、指導業務	1,392千円	(日額) 450円～1,130円
廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当	環境保全課、資源循環推進課、環境森林事務所等に勤務する職員	産業廃棄物処理施設等の検査業務その他の廃棄物の適正な処理の確保のための業務	133千円	(日額) 280円～750円
特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	特殊な現場における調査、測量、監督又は検査等の作業	509千円	(日額) 280円～1,260円
家畜等取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	畜産酪農研究センター等に勤務する職員	家畜等を取り扱う作業	161千円	(日額) 280円～650円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当	林業センター、農業総合研究センター、畜産酪農研究センター等に勤務する職員	特殊機械、爆発物又は特殊薬品を取り扱う作業	1,432千円	(日額) 230円～750円
狂犬病予防業務等に従事する職員の特殊勤務手当	動物愛護指導センター又は健康福祉センターに勤務する職員	狂犬病予防業務等	2千円	(日額) 340円
道路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	道路上において交通遮断することなく行う作業又は道路の除雪作業	2,872千円	(日額) 230円～840円
用地取得等交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	用地取得又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉業務	5,978千円	(日額) 750円

災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当		異常な自然現象等により重大な災害が発生した箇所等において、河川の堤防等における巡回監視又は応急作業、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され行う連絡調整等の業務	1,340千円	(日額) 710円～2,160円
原子力事業所敷地内等作業手当		次の区域における作業 1 福島原発の敷地 2 福島原発の周辺区域(帰宅困難区域、居住制限区域等)	0千円	(日額) 1 ①免震重要棟外 13,300円～ 40,000円 ②免震重要棟内 3,300円 2 ①屋外 3,300円～ 6,600円 ②屋内 660円～1,330円

イ 教育職（県立学校の事務職等を含む。）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R5年度決算	左記職員に対する 支給単価
通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当	教育職員(通信教育の指導を本務とする職員を除く。)	学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条の規定により県立の高等学校の行う通信教育に関する次に掲げる勤務 1 面接指導 2 添削指導	0千円	1(1時間) 600円 2(1点) 70円 支給限度額 4,200円(1月)
兼務職員の特殊勤務手当	県立学校の教育職員	1 昼間課程の勤務を本務とする者の行う夜間課程の勤務 2 夜間課程の勤務を本務とする者の行う昼間課程の勤務	923千円	(1時間)1,300円 支給限度額 41,600円(1月)
特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当	農業に関する課程を置く県立の高等学校の教育職員	農業実習の指導又は学校農場の管理のための、有機りん製剤の撒布の実地指導又はその作業	8千円	(日額) 230円
災害応急作業等手当		異常な自然現象等により重大な災害が発生した箇所等において、河川の堤防等における巡回監視又は応急作業、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され行う連絡調整等の業務	96千円	(日額) 710円～2,160円
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち教育委員会が規則で定める職員	当該学級における授業又は指導	889千円	(日額) 290円

教員特殊業務手当	市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は県立学校の教育職員のうち、職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級、2級又は特2級のもの	次に掲げる業務(当該業務が、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶものに限る。) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務</li> <li>2 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</li> <li>3 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの</li> <li>4 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの</li> </ol>	557,836千円	(日額) <table border="0"> <tr><td>1</td><td>7,500円～</td></tr> <tr><td></td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>2, 3</td><td>5,100円</td></tr> <tr><td>4</td><td>2,700円</td></tr> </table>	1	7,500円～		16,000円	2, 3	5,100円	4	2,700円
1	7,500円～											
	16,000円											
2, 3	5,100円											
4	2,700円											
教育業務連絡指導手当	市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は県立学校に勤務する教諭のうち、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に規定する主任等(教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。)	当該担当に係る業務	125,360千円	(日額) 200円								
学校看護師特殊勤務手当	特別支援学校の学校看護師	医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)に係る業務	0千円	(日額) 750円～5,100円								

ウ 警察職

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R5年度決算	左記職員に対する 支給単価
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の業務</li> <li>2 交通取締用自動二輪車運転業務</li> </ol>	119,963千円	(日額) 560円

警察職員の特殊勤務手当	警察職員	3 高速道路における交通取締用自動車(2に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務	2,428千円	(日額) 460円
		4 交通取締用自動車(2及び3に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務	12,838千円	(日額) 420円
		5 被留置者看守及び管理業務	13,817千円	(日額) 320円
		6 交通取締業務専務員が行う交通取締業務	5,784千円	(日額) 310円
		7 青少年補導業務	52千円	(日額) 280円
		8 指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識業務	9,265千円	(日額) 320円～560円
		9 警察官が警察署、交番、駐在所等を拠点として行う警戒及び警ら業務	53,618千円	(日額) 340円
		10 運転免許路上試験業務	87千円	(日額) 280円
		11 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業	0千円	(日額) 840円～1,080円
		12 那須御用邸等において警衛専従員が行う警ら、立しようその他の警衛業務	359千円	(日額) 370円
		13 護衛等業務	1,311千円	(日額) 640円～ 1,150円
		14 山岳遭難者救助業務	107千円	(日額) 840円
		15 被疑者護送業務	1,800千円	(日額) 310円
		16 特殊危険物質による被害を受けるおそれのある業務	0千円	(日額) 250円～ 4,600円
		17 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う業務	0千円	(日額) 820円～ 1,640円
		18 交通事件又は交通事故に係る道路上の捜査業務	12,654千円	(日額) 560円～ 1,260円
		19 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる犯罪予防若しくは捜査、交通取締、看守又は電話交換若しくは通信の業務	88,142千円	(勤務1回) 410円～1,100円

警察職員の特殊勤務手当	警察職員	20 死体取扱業務	56,312千円	(1体) 1,600円～ 3,200円
		21 犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務に係る事件、事故等が突発的に発生し、これを処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出を受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪予防等業務	2,190千円	(勤務1回) 1,240円
		22 爆発物処理班員が従事する爆発物処理業務	187千円	(1件) 5,200円
		23 潜水器具を着用して行う水難者の捜索、犯罪の証拠物件の捜索等の潜水業務	0千円	(1時間) 310円～1,500円
		24 通訳業務	10千円	(日額)560円
		25 犯罪被害者等支援業務	58千円	(日額)750円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	航空機の操縦又は整備に関する業務および航空機に搭乗して行う業務	4,260千円	(日額) 430円～1,050円 (1時間) 1,900円～5,100円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	特殊機械、爆発物又は特殊薬品を取り扱う作業	0千円	(日額) 230円～750円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)		異常な自然現象等により重大な災害が発生した箇所等において、河川の堤防等における巡回監視又は応急作業、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され行う連絡調整等の業務	2,486千円	(日額) 710円～2,160円
原子力事業所敷地内等作業手当(再掲)	警察職員	次の区域における作業 1 福島原発の敷地 2 福島原発の周辺区域(帰宅困難区域、居住制限区域等)	638千円	(日額) 1 ①免震重要棟外 13,300円～ 40,000円 ②免震重要棟内 3,300円 2 ①屋外 3,300円～ 6,600円 ②屋内 660円～1,330円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R5 (2023)年度決算)	3,864,021千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5 (2023)年度決算)	386千円
支給実績 (R4 (2022)年度決算)	4,254,362千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4 (2022)年度決算)	423千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5(2023)年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6(2024)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
				(R5年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者(月額)6,500円 ※1行政職8級相当職員は3,500円、行政職9級相当職員は支給なし	同じ	—	千円 2,060,444	円 232,582
	(2)子(月額)10,000円 ※2満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算				
	(3)配偶者・子以外(月額)6,500円 ※1のとおり				
住居手当	自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 (1)家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 (2)家賃27,000円を超える場合 11,000円+(家賃-27,000円)/2 (最高限度額 28,000円)	同じ	—	千円 1,308,738	円 263,593
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とし、通勤距離が片道2km以上である職員に支給	異なる	国の制度 (1)交通機関等利用職員 全額支給限度額 1ヶ月当たり 55,000円  (2)交通用具使用職員 通勤距離に応じて 月額 2,000円 ~31,600円  (3)交通機関等との併用者 駐車場代 支給なし	千円 3,049,059	円 132,816
	(1)交通機関等利用職員 ・定期券、回数乗車券代相当額 新幹線鉄道又は高速自動車国道等を利用している場合一定の条件に合えば、特別料金の2分の1を支給				
	(2)自動車等交通用具使用職員 通勤距離に応じて (月額)2,000円~61,450円				
	(3)交通機関等との併用者 パークアンドライド方式の駐車場利用の場合、利用料金の2分の1を支給(月額3千円を限度)				

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
				(R5年度決算)	
給料の特別調整額 (管理職手当)	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ	—	千円 1,196,452	円 689,200
	支給額(月額) 43,000円～130,300円				
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師で採用が困難であると認められる職に採用された職員又は特殊な専門的知識を必要とし、採用に特別な事情があると認められる職に採用された職員に支給	異なる	国の制度 (2)、(3)支給なし	千円 53,840	円 390,142
	医師又は歯科医師については採用の日から35年以内、獣医師については採用の日から15年以内、その他の職については採用の日から5年以内の期間、それぞれ採用の日から1年を経過するごとに減額  支給額(月額) (1)医師又は歯科医師 414,500円以内 (2)獣医師 45,000円以内 (3)その他 2,500円以内				
単身赴任手当	事務所を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給	同じ	—	千円 22,562	円 358,127
	基礎額(月額) 30,000円 加算額(月額) 8,000円～70,000円  (職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である場合、距離に応じて加算)				
特地勤務手当等	生活の著しく不便な地に所在する事務所(特地事務所)に勤務する職員に支給	同じ	—	千円 1,347	円 673,495
	支給額 = 特地勤務手当基礎額 × 支給割合  支給割合 1級地 4/100 2級地 8/100 3級地 12/100				

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	
				(R5年度決算)	
				千円	円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した全時間に対して支給	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算定が異なる。本県では給与額に、初任給調整手当、給料の月額に対する地域手当、月額の特種勤務手当並びに給料の月額に対する特種勤務手当等、へき地手当等及び農林漁業普及指導手当を含める。	580,057	163,581
	支給額＝ 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数				
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に、その勤務した全時間に対して支給	同じ	-	233,817	111,714
	支給額＝ 勤務1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に勤務回数に応じて支給(勤務1回につき)	同じ	-	627,421	220,148
	(1) 一般の宿日直 4,400円				
	(2) 福祉施設等における管理監督 7,400円				
	(3) 試験場等における飼養管理 6,800円				
	(4) 研修施設等における当直 6,400円				
管理職員特別勤務手当	(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 4,000円～12,000円	同じ	-	10,898	128,212
	(2) 給料の特別調整額の支給を受ける職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午後5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 2,000円～6,000円				
寒冷地手当	寒冷の地域に在勤する職員に対して地域及び職員の世帯区分に応じて支給(11月から翌年3月までの5カ月間)	同じ	-	21,691	54,870
	(1) 世帯主である職員 ① 扶養親族あり (月額) 17,800円 ② 扶養親族なし (月額) 10,200円 (2) 世帯主以外 (月額) 7,360円				

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	
				(R5年度決算)	
				千円	円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に従事する者に接して、農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給			49,991	340,075
	普及指導員等（管理職員を除く。） 支給額（月額）＝給料月額×8%				
へき地手当等	へき地学校及びこれに準じる学校に勤務する職員に支給			18,245	160,044
	支給額（月額）＝ 〔給料（教職調整額を含む。）＋扶養手当〕×支給割合 支給割合 1級地 8/100 2級地 12/100 3級地 16/100 へき地学校に準じる学校 4/100				
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に支給			62,890	329,265
	（月額）22,000円～32,000円				
産業教育手当	実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教育職員に支給			132,015	321,989
	（月額）22,000円～32,000円				
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給			909,885	61,579
	（月額）8,000円の範囲内の額				
災害派遣手当等	災害応急対策等のため、住所又は居所を離れて本県の区域に派遣された職員に支給			0	0
	（日額）3,970円～6,620円				

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6（2024）年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	知 事	1,161,000 円	(1,290,000 円)
	副 知 事	939,300 円	(1,010,000 円)
報 酬	議 長	990,000 円	
	副 議 長	900,000 円	
	議 員	830,000 円	
期末手当	知 事	(令和5(2023)年度支給割合) 3.40月分	
	副 知 事	(令和5(2023)年度支給割合) 3.40月分	
退職手当	知 事	(算定方式) 129万円×在職月数×0.6	(1期の手当額) 37,152千円
	副 知 事	101万円×在職月数×0.45	21,816千円
		(支給時期) 原則として任期ごと。 本人の申出により通算も可。	
		原則として任期ごと。 本人の申出により通算も可。	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

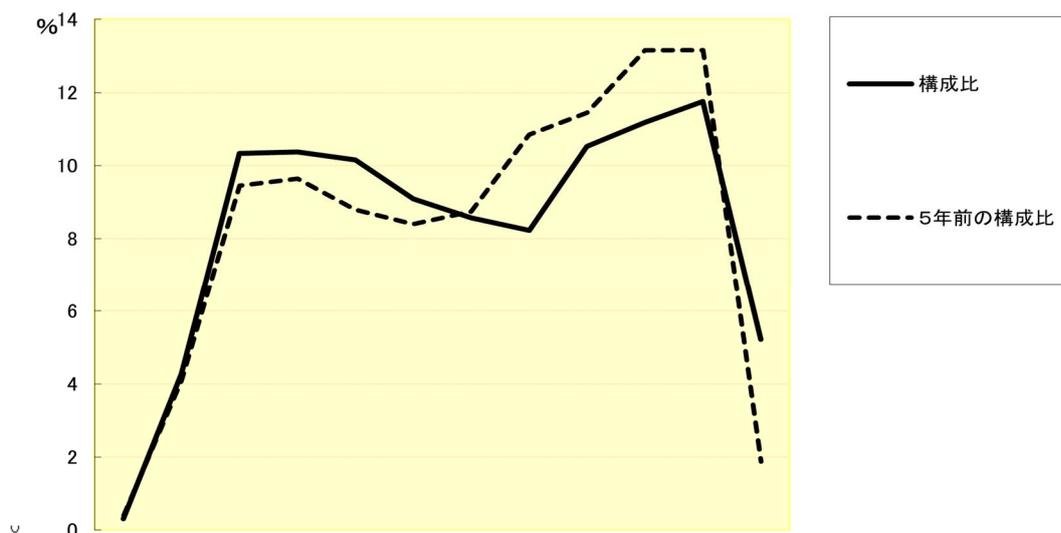
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 5 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	37	37	0	業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し 児童相談所の体制強化 業務減(新型コロナウイルス関係) 業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し
		総務・企画	604	622	18	
		税務	298	301	3	
		民生	386	408	22	
		衛生	755	750	▲5	
		労働	111	99	▲12	
		農林水産	1,051	1,054	3	
		商工	232	237	5	
	土木	908	907	▲1		
		計	4,382	4,415	33	(参考：人口10万人当たり職員数 230.33人)
	教育部門	14,510	14,310	▲200	学級減	
	警察部門	3,872	3,878	6	業務執行体制の見直し	
	小 計	22,764	22,603	▲161	(参考：人口10万人当たり職員数 1,179.21人)	
公 営 企 業 等 部 門	病 院	0	0	0	業務執行体制の見直し - 派遣職員の減	
	水 道	23	22	▲1		
	下 水 道	23	23	0		
	そ の 他	268	252	▲16		
	小 計	314	297	▲17		
合 計		23,078 [26,604]	22,900 [26,604]	▲178	(参考：人口10万人当たり職員数 1,194.71人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
 3 教育部門には、教育長を含まない。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6（2024）年4月1日現在）



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳											歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以上
満											上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	76人	1,043人	2,525人	2,535人	2,481人	2,222人	2,095人	2,009人	2,572人	2,731人	2,872人	1,276人	24,437人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	4,291	4,329	4,370	4,396	4,382	4,415	124(102.9%)
教育	14,960	14,947	14,893	14,771	14,510	14,310	△650(95.7%)
警察	3,878	3,879	3,874	3,883	3,872	3,878	0(100.0%)
普通会計 計	23,129	23,155	23,137	23,050	22,764	22,603	△526(97.7%)
公営企業等会計	466	461	447	331	314	297	△169(63.7%)
総合計	23,595	23,616	23,584	23,381	23,078	22,900	△695(97.1%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。（教育部門には教育長を含まない。）

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 電気事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)R4年度の 総費用に占める職 員給与費比率
R5 年度	千円 1,957,666	千円 44,573	千円 333,657	% 17.0	% 18.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費37,852千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5 年度	人 50	千円 183,465	千円 47,111	千円 75,670	千円 306,246	千円 6,125	千円 6,560

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和6(2024)年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 4 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、令和5(2023)年度の値である。

##### イ 特記事項

平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。

平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6(2024)年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	38.2歳	318,610円	497,143円
団体平均	45.3歳	350,867円	545,019円
事業者	—歳	—円	—円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、令和5(2023)年4月1日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

栃木県	栃木県(一般行政職)
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,513千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 1,680千円
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6（2024）年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
応募認定退職特例措置（3%～45%加算）			応募認定退職特例措置（3%～45%加算）		
1人当たり平均支給額（R5年度）			1人当たり平均支給額（R5年度）		
10,446千円			1,524千円 21,908千円		

（注）1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6（2024）年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		6,699 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		136,710 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	3.5%	49人	3.5%

エ 特殊勤務手当（令和6（2024）年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		2,302 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		50,051 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）		92.0 %		
手当の種類（R6年度手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R5年度決算	左記職員に対する 支給単価
発電施設管理業務 手当	全職員	発電施設の巡視、点検、 操作又は修繕	1,270千円	1日400円
		発電施設の運転	217千円	1日300円
危険手当	全職員	危険箇所での作業、塩素取扱 作業又は特殊薬品取扱作業	778千円	1日280円
		異常な自然現象等により重大 な災害が発生し、若しくは発 生するおそれのある箇所又は その周辺での作業	37千円	1日2,160円 以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	9,824 千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	214 千円
支給実績（R4年度決算）	8,835 千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	192 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5（2023）年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6（2024）年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	3,101千円	775,200円
扶養手当				4,838千円	284,588円
住居手当				3,789千円	270,653円
通勤手当				13,366千円	303,772円
宿日直手当				2,624千円	238,582円
寒冷地手当				568千円	63,156円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)R4年度の 総費用に占める職 員給与費比率
R5 年度	千円 1,773,038	千円 108,017	千円 273,826	% 15.4	% 12.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5 年度	人 24	千円 96,917	千円 22,882	千円 39,368	千円 159,167	千円 6,632	千円 6,834

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、令和6（2024）年3月31日現在の人数である。  
 3 （参考）都道府県平均1人当たり給与費は、令和5（2023）年度の値である。

イ 特記事項

平成25（2013）年7月1日から平成26（2014）年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。

平成22（2010）年4月1日から平成25（2013）年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6（2024）年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	45.8歳	348,327円	544,540円
団体平均	44.2歳	358,409円	568,568円
事業者	—歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、令和5（2023）年4月1日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

栃木県	栃木県（一般行政職）
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,640千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,680千円
（R5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分（0.975）月分	（R5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分（0.975）月分
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和6（2024）年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 応募認定退職特例措置（3%～45%加算）			その他の加算措置 応募認定退職特例措置（3%～45%加算）		
1人当たり平均支給額（R5年度） 6,599千円			1人当たり平均支給額（R5年度） 1,524千円 21,908千円		

（注）1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当（令和6（2024）年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			3,578千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			149,083円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	3.5%	24人	3.5%

#### エ 特殊勤務手当（令和6（2024）年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		392千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		24,514円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）		66.7%		
手当の種類（R6年度手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R5年度決算	左記職員に対する 支給単価
水道施設管理業務 手当	全職員	水道施設の巡視、点検、 検査、操作又は修繕	258千円	1日350円
		水質検査のための業務	40千円	1日200円

危険手当	全職員	危険箇所での作業、塩素取扱作業又は特殊薬品取扱作業	66千円	1日280円
		異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺での作業	28千円	1日2,160円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	3,466千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	173千円
支給実績(R4年度決算)	4,427千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	221千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5(2023)年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6(2024)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)
給料の特別調整額(管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	3,150千円	630,000円
扶養手当				2,163千円	270,313円
住居手当				2,083千円	297,608円
通勤手当				7,543千円	342,866円
寒冷地手当				507千円	63,325円

(3) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)R4年度の 総費用に占める職員 給与費比率
R5 年度	千円 541,808	千円 110,822	千円 40,651	% 7.5	% 6.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5 年度	人 6	千円 22,997	千円 6,819	千円 9,561	千円 39,377	千円 6,563	千円 6,326

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6(2024)年3月31日現在の人数である。

3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、令和5(2023)年度の値である。

イ 特記事項

平成 25(2013)年 7 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1 総括(6) 特記事項④の内容と同一である。

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日までの間、給料月額を 5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃 木 県	42.0 歳	321,298 円	513,814 円
団 体 平 均	44.8 歳	342,485 円	526,014 円
事 業 者	— 歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、令和 5（2023）年 4 月 1 日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃 木 県	栃木県（一般行政職）
1 人当たり平均支給額（R5 年度） 1,594 千円	1 人当たり平均支給額（R5 年度） 1,680 千円
(R5 年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5 年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 応募認定退職特例措置(3%~45%加算)			その他の加算措置 応募認定退職特例措置(3%~45%加算)		
1 人当たり平均支給額(R5 年度) 1,825 千円			1 人当たり平均支給額(R5 年度) 1,524 千円 21,908 千円		

- (注) 1 栃木県の 1 人当たり平均支給額は、過去 3 年間に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 栃木県（一般行政職）の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）

支給実績（R5 年度決算）		863 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R5 年度決算）		143,806 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	3.5%	6 人	3.5%

エ 特殊勤務手当（令和6（2024）年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			131 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			26,180 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			83.3 %	
手当の種類（R6年度手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R5年度決算	左記職員に対する 支給単価
水道施設管理手当	全職員	工業用水道施設の巡視、点検、検査、操作又は修繕	79千円	1日350円
		水質検査のための業務	3千円	1日200円
危険手当	全職員	危険箇所での作業、塩素取扱作業又は特殊薬品取扱作業	27千円	1日280円
		異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺での作業	22千円	1日2,160円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	2,224 千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	371 千円
支給実績（R4年度決算）	1,400 千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	233 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5（2023）年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6（2024）年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （R5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （R5年度決算）
扶養手当	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	1,656千円	552,000円
住居手当				612千円	153,000円
通勤手当				1,333千円	222,218円

(4) 用地造成事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	（参考）R4年度の 総費用に占める職 員給与費比率
				%	%
R5 年度	千円 1,944,001	千円 5,100	千円 75,669	3.89	1.33

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費49,999千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5 年度	人 11	千円 46,310	千円 12,084	千円 19,967	千円 78,361	千円 7,124	千円 6,800

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和6(2024)年3月31日現在の人数である。  
3 (参考)都道府県平均1人当たり給与費は、令和5(2023)年度の値である。

イ 特記事項

平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。  
平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6(2024)年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃 木 県	44.5 歳	372,163 円	586,970 円
団 体 平 均	46.3 歳	361,344 円	564,738 円
事 業 者	一 歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 団体平均は、令和5(2023)年4月1日現在における値である。  
3 「一」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃 木 県	栃木県 (一般行政職)												
1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,815 千円	1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,680 千円												
(R5年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(R5年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.45 月分</td> <td>2.05 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.375) 月分</td> <td>(0.975) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.45 月分	2.05 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
期末手当	勤勉手当												
2.45 月分	2.05 月分												
(1.375) 月分	(0.975) 月分												
期末手当	勤勉手当												
2.45 月分	2.05 月分												
(1.375) 月分	(0.975) 月分												
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%												

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和6(2024)年4月1日現在)

栃木県			栃木県 (一般行政職)		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 応募認定退職特例措置(3%~45%加算)			その他の加算措置 応募認定退職特例措置(3%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 23,430千円			1人当たり平均支給額(R5年度) 1,524千円 21,908千円		

- (注) 1 栃木県の1人当たり平均支給額は、令和2(2020)年度及び令和4(2022)年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 栃木県(一般行政職)の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6（2024）年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		1,747 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		158,818 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	3.5%	11人	3.5%

エ 特殊勤務手当（令和6（2024）年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		39 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		7,764 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）		45.5 %		
手当の種類（R6年度手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R5年度決算	左記職員に対する 支給単価
用地交渉手当	全職員	用地取得のための交渉業務	35千円	1日750円
危険手当	全職員	危険箇所での作業、塩素取扱作業 又は特殊薬品取扱作業	0千円	1日280円
		異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺での作業	4千円	1日2,160円 以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	4,737 千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	526 千円
支給実績（R4年度決算）	4,991 千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	555 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5（2023）年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6（2024）年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （R5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （R5年度決算）
給料の特別調整額 （管理職手当）	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	1,655千円	827,400円
扶養手当				1,950千円	325,000円
住居手当				364千円	364,000円
通勤手当				1,593千円	199,078円

(5) 施設管理事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)R4年度の 総費用に占める職 員給与費比率
R5 年度	千円 408,648	千円 31,873	千円 201,875	% 49.4	% 48.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5 年度	人 17	千円 73,414	千円 17,970	千円 33,932	千円 125,316	千円 7,372	千円 7,177

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、令和6(2024)年3月31日現在の人数である。  
 3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、令和5(2023)年度の値である。

イ 特記事項

平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。

平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6(2024)年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	43.4歳	378,232円	607,566円
団体平均	36.7歳	387,213円	593,580円
事業者	—歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、令和5(2023)年4月1日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県	栃木県 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,996 千円	1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,680 千円
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6（2024）年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）自己都合	応募認定・定年		（支給率）自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
応募認定退職特例措置（3%～45%加算）			応募認定退職特例措置（3%～45%加算）		
1人当たり平均支給額（R5年度）			1人当たり平均支給額（R5年度）		
18,574千円			1,524千円 21,908千円		

- （注）1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6（2024）年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		2,793 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		155,166 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	3.5%	18人	3.5%

エ 特殊勤務手当（令和6（2024）年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		8 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		3,780 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）		11.8%		
手当の種類（R6年度手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R5年度決算	左記職員に対する 支給単価
危険手当	全職員	危険箇所での作業、塩素取扱作業又は特殊薬品取扱作業	0千円	1日280円
		異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺での作業	8千円	1日2,160円 以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	5,857 千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	451 千円
支給実績（R4年度決算）	6,307 千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	573 千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日給を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5（2023）年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6（2024）年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	4,063千円	1,015,800円
扶養手当				2,324千円	232,389円
住居手当				1,116千円	223,200円
通勤手当				1,809千円	139,152円